

大会「憲法」国政、首長、学者、国民 4つの視点で憲法を見た



大会「憲法」開催 議員・行政・業界 1043名が参加



主催者の主張

全国環境整備事業協同組合連合会
公益社団法人岐阜県浄化槽連合会

会長 玉川 福和

昨今、憲法に関する話題が、ある時は大きく、ある時は小さく。

しかし、本来、われわれが生活する上で重要な憲法の議論は、改正すべきという政治課題として扱われ、一市民として考える機会が失われているのではないかと危惧している。

大会「憲法」では、パネルディスカッションで、さまざまな視点から議論を深める。

憲法について、私たちは十分な知識がないまま憲法改正を行っていたのか。新聞テレビによると、3分の2の議員定数を確保すれば、発議ができる。そして、国民投票をする。しかし憲法の中身は依然として分かりません。今日の資料の中に憲法の全文を入れておきました。103条ある。こんなに少ないのか。六法全書のように分厚いものであると思っておりました。私も憲法と題して大会をやるうと決めてから、この憲法を見ました。初めて見ました。国民の中には、多くの人が憲法を見たことがない。こういうことが多く聞かれます。ホテルの引き出しには聖書があるが、憲法を置いてあるところは、お目にかかったことがない。私たちに一番なじみのないものと言っている。しかし、我々の現在の生活を守っているのは、憲法である。こう思ってもいいような気がする。

国会では、桜を見る会のことを題材にして議論しておりました。安倍総理は国会で追及を受けるが、国会は裁く場ではありません。裁くのは、民衆が裁く、選挙で。しかしその選挙をしたら、また復活する。これを繰り返しておるわけです。したがって、この調子で憲法改正に踏み込まれると、ちょっと嫌な予感がすると、こう思っただけで今日のテーマを「憲法」といたしました。今日の憲法論議では、憲法学者である木村草太先生をお招きして、皆さんと共に、奥深めたい、深める必要があるという思いでタイトルを「憲法」としました。

広報 ぎかんきょう

発行

岐阜県環境整備事業協同組合
岐阜市六条大溝 4-13-6
☎ 058-274-0567
FAX 058-275-2712

2019年11月11日大会「憲法」(主催 全国環境整備事業協同組合連合会 共催 (公社)岐阜県浄化槽連合会) が岐阜グランドホテルで開催された。議員123名、行政288名、一般357名、業界275名、合計1043名が参加した。
冒頭で主催者の主張、続けて憲法学者 木村草太先生が「憲法の未来」と題して講演を行った。その後パネルディスカッションでは、川内博史衆議院議員、都竹淳也飛騨市長、憲法学者 木村草太先生、玉川福和が、4つの視点から憲法論議をした。



玉川福和会長

講演 「憲法の未来」

憲法学者 木村 草太氏



関する憲法改正でありま
す。もともと
日本政府、自
民党は、自衛
隊は憲法には
違反しない
という説明を
ずっと繰り返

憲法とはどのようなもので、また日本国憲法がどのように使われているのかということをお話しさせていただきたいと思っています。まず、私たちが憲法というものを考える上で、憲法とはどういうものであるのかということ、を最初に確認してみたいと思います。憲法というものは、国家に向けられた張り紙のようなものでございまして、国家権力にもさまざまなことは失敗がしやすいという事柄があります。そこでそれを繰り返さないようにルールづくりをする、そしてそれを国家権力に突きつけ、国家権力が過去にしてきた失敗を防ぐと、それが憲法というものであります。

してまいりました。自衛隊を軍隊に改組する、そうした憲法改正が必要であるということとを伝統的におっしゃってまいりました。2012年の自民党草案においても、国防軍の創設ということが提案をされていたわけでありま
す。しかし、2017年憲法記念日に安倍総裁は、それまでの軍の創設とは違う自衛隊を憲法に明記するという提案をされました。この提案が果たしてどのような意味を持つのかということ、をまず考えてみたいと思います。安倍さんの説明によりますと、自衛隊には強い違憲の疑いがかかっているということ
で、このような状態を改善するために自衛隊を憲法に明記して、その合憲性をはっきりさせようという提案をされているわけでありま
す。

立憲主義に基づいてつくられた憲法には、幾つかの内容があります。特に過去に国家権力が行ってきた戦争、人権侵害、そして独裁、こういった失敗を繰り返さないようにする。そのためには

ただ、この提案については、私個人としては疑問に思っております。自衛隊はずっと合憲だというのが政府、そして自民党の立場であつたわけでありまして、歴代の総理大臣は、自衛隊に憲法を改正しないと説得し切れ
ないほどの違憲の疑いはないというふうにしてきた。だからこそ自衛隊を運用してきたわけ
であります。しかし、ここで自衛隊の最高指揮官の地位にある安倍さんが、憲法を改正
しないと払拭できないぐらいに強い違憲の疑い
が自衛隊にかかっているということを公式に認
めてしまうことは、これは自衛隊の最高指揮官
としての立場として不適切でありますし、また
これは自衛隊の指揮、あるいは運用等にも大き
な影を落とす発言であるというふうに評価せざる
を得ないというふうに考えております。したがって、
立場的にそのような提案は、そもそも適切ではなかつたのでは
ないかというふうに私は考えております。これは
私の立場でありますけれども、自衛隊が合憲と
言ってきたのであれば、そこできちんと

① 軍隊や戦争のコントロールをするルール
② 人権を保障するルール
③ 権力を分立し独裁を許さないルール
こういったものを憲法に盛り込み、そして国家がこれを守るようにする必要があります。と、このように考えられるわけでありま
す。

憲法は第1章の天皇の規定から始まり、第2章の戦争の放棄が軍隊や戦争のコントロールの規定、第3章が人権保障の規定、そして第4章以下が権力の分立の規定であるということが明確に分かることではないかと思いま
す。その上で今日は、この憲法というものが今後どのようなようになっていくのか、またどのよう
に現在使われているのか、こういったことを考えてみたいと思います。

自衛隊と憲法について

今、憲法についての議論ということになりますと、特に多く議論がされるのが自衛隊に

その立場を説明し、説得するのが筋であるという
ことです。

国際法―武力不行使原則

国際法は、武力不行使原則を原則としつつ、侵略があつた場合にそれを排除するための武力行使、これは合法とするという態度をとつております。国連憲章の42条は、国連の安全保障理事会というところで決議をとり、ここで侵略と認定され、その侵略国に対する武力行使をしても止めるべきだという決議が出された場合には、その武力行使は適法となるというふうに考えております。国連による武力行使の仕組みというのが完全に機能しているのであれば、各国は軍隊を持つ必要はありませんが、残念ながら国連の機能はそこまで完璧なものではありません。そしてまた、安全保障理事会が決議をとるまでの間、それなりに時間がかかるという現実もござい
ます。

そこで、国連憲章は51条にルールを置いておりまして、武力攻撃を受けた国は個別的自衛権を発動できる、また武力攻撃を受けた被害国からの救援要請を受けた第三国は、集団的自衛権を行使して被害国の防衛をお手伝い
することができるといふルールが国連憲章の51条自衛権で定められております。

日本のルール（憲法9条と13条）

日本国憲法9条が何を言った条文なのかという
ことについては、一応2つの読み方があると
されておりますが、現在の一般的な読み方は、
政府も、また憲法学会の通説も、憲法9条は
軍隊を持たないとしている以上、あらゆる武
力行使を禁じたものである、少なくともそれが
文言の意味なんだというふうに理解するところ
から出発しようという解釈をしておりま
す。政府は、9条はあらゆる武力行使を禁
じた文言に見えるとしつつ、しかし憲法には
13条という条文があり、ここで生命、自由及
び幸福追求に対する国民の権利というものは
国政の上で最大の尊重を必要とするというふ
うに定めております。政府は、9条と13条を
調和的に読むとすると、まず国民の生命や自
由というのを侵略の場面で放置してよいとい
うふう
に解釈するのは、13条の読み方として

も妥当ではないし、また憲法の日本政府とい
うものが置かれた存在意義からして、そのよ
うな侵略に対応しないということはあり得な
いというふう
に考えるわけ
です。したが
って、9条の
文言の例外
として、13
条を根拠と
して日本国
が侵略を受
けた場合、
そこからの
防衛のため
の武力行使
は許容され
ると解釈す
べきだとい
うふう
に憲法を解
釈しています。

さて、これが政府の憲法9条解釈の根幹とい
うふう
に言ってい
いかと思
います。が、
それでは自
衛隊を憲法
に明記する
というの
は、今どう
いう意味を
持つのか
というこ
とを考
えてみ
たいと思
います。今、
自衛隊明記
改憲を
議
する
と、何が
起きるか
というこ
とですが、
安
保法制の
内容を書
いて国民
投票にか
けるとい
うこと
になります
が、これを
発議する
と、争
点は自衛
隊の明記
というよ
りも集
団的自衛
権の行使
容認を認
めるかど
うかとい
うものが
国民投票
の争点に
なります。
もし仮に
ここで可
決をすれ
ば、安
保法制は
主権者
国民によ
って承認
されたとい
うこと
になります
し、他
方、安
保法制を
書いた憲
法規定が
もし国民
に否決さ
れれば、
主権者
国民が
安
保法制に
ノーを
突きつ
けた形に
なります
ので、
安
保法制の
正当性は
極めて怪
しくなり
、常識で
考えれば
修正せ
ざるを得
ないとい
う事態に
なります。

今後、我々は、もしこれが発議されれば憲
法の未来として選択をしなくてはいいわ
けですが、そのときの争点は、実は自衛隊
そのものというよりも、今のタイミングで
やるものが争点になるということ
を理解して議論を
追いかけていく必要があるのではないかと
いうふう
に思
います。ぜひ
皆さん、もし
発議を
されたら
自分の頭
で考
えて、この
提案の意
味とい
うものを
評価して
いただ
ければ
とい
うふう
に思
います。

憲法の未来を考えるに当たっては、もし発
議をされたら、その発議の内容というものを
適切に評価する、これが重要であるというの
がま
とめと
させて
いただ
きます。

テーマ2 あいトレ問題から文化助成を考える
テーマ3 夫婦別姓訴訟と同性婚訴訟

【玉川会長】私の感じる集団的自衛権というのは、1990年湾岸戦争が始まりました。テレビゲームのような戦争が起きて、そして一瞬のうちに焼け野原になった。戦争って一体何だというと、この行為が一体どんなことなのかというと、銃で人を撃つ。殺したり殺されたりする。この行為がどうも現実との乖離がある。日本は74年間そうした戦争に巻き込まれたことがない。でも、終戦直後にこのこ

現行憲法 第 9 条	日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
自民党改正案 第 9 条	(平成24年) 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。
第 9 条の 2	我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。
自民党改正案 第 9 条の 2	(平成30年) 現行憲法第 9 条に追加 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

日本国憲法 自民党改正案 緊急事態対応（新設）

自民党改正案（平成24年）	自民党改正案（平成30年）
（緊急事態の宣言） 第 9 8 条 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。 2 緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければならない。 （緊急事態の宣言の効果） 第 9 9 条 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。 3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。この場合においても、第 1 4 条、第 1 8 条、第 1 9 条、第 2 1 条その他の基本的人権に関する規定は、最大限尊重されなければならない。	第 7 3 条の 2 大地震その他の異常かつ大規模な災害により、国会による法律の制定を待ついとまがないと認める特別の事情があるときは、内閣は、法律で定めるところにより、国民の生命、身体及び財産を保護するため、政令を制定することができる。 2 内閣は、前項の政令を制定したときは、法律で定めるところにより、速やかに国会の承認を求めなければならない。
4 緊急事態の宣言が発せられた場合においては、法律の定めるところにより、その宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されないものとし、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。	第 6 4 条の 2 大地震その他の異常かつ大規模な災害により、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の適正な実施が困難であると認めるときは、国会は、法律で定めるところにより、各議院の出席議員の三分の二以上の多数で、その任期の特例を定めることができる。

とが出たならば、日本国民のほとんどの人が反対したと思う。

先日、天皇陛下の即位の礼、突然安倍総理が天皇陛下万歳と叫んだ。そこで驚いた人たちがいた。天皇陛下万歳ということをやったときに、そうだと言って同調した人と、何かするすると引きずり込まれて一緒に万歳をしてしまったことを今思い起こすと、あの戦争のさなかに天皇陛下万歳と言って多くの人が亡くなった。少しでも年配の経験者はブレーキをかける責任がある。こんなことを私はこの集団的自衛権という言葉聞いたときに思いました。

平和安全法制（平成27年 9 月30日公布）

- 平和安全法制整備法
 - 自衛隊法
 - 国際平和協力法
 - 重要影響事態安全確保法
 - 船舶検査活動法
 - 事態対処法
 - 米軍等行動関連措置法
 - 特定公共施設利用法
 - 海上輸送規制法
 - 捕虜取扱い法
 - 国家安全保障会議設置法
- 国際平和支援法

その他関連法

- 災害対策基本法
(昭和36年11月15日公布)
- 特定非常災害特別措置法
(平成 8 年 6 月14日公布)
- 大規模地震対策特別措置法
(昭和53年 6 月15日公布)
- 原子力災害対策特別措置法
(平成11年12月17日公布)

緊急事態対応

【木村先生】緊急事態と呼ばれるような事態が起きたときに、平時の権力分立のあり方を変えましょうというルールを持っている憲法があります。日本の場合には、少なくとも緊急という言葉は第54条の参議院の緊急集会というところにしか出てこないとされております。緊急事態対応というのをもっと増やしましょうという提案をされているわけです。ただ、日本の緊急事態法制が憲法の中で各国に比べて少ないか多いかというのはちよつと考え物でありまして、例えばアメリカ合衆国憲法には緊急事態条項として、大統領が緊急時には連邦議会を招集できるという規定があります。日本国憲法では議会の招集というのは第53条で、内閣は臨時国会をいつでも召集できるとなっておりまして、別に緊急事態じゃなくても臨時国会は召集できます。緊急という言葉が入っているかどうかというのは余り意味がないということになるということです。

平成24年の自民党改正草案では、緊急事態を内閣総理大臣が宣言した場合には、内閣が法律にかわる命令を出せるという規定があります。地方自治体の長に対して必要な指示を出すことができるというように、自治体の独立を尊重せずに介入できるようにしましうという非常時の中央集権化を定めるルールを盛り込もうとしました。ただ、さすがに緊急事態条項としてもやり過ぎだという批判が相次ぎます。法律と同一の効力を有するというのはかなりすごい規定で、既存の法律を内閣の判断だけで全て書き換えられるということになるからです。

いろいろ批判を受けて、自民党はじゃあこういう案ならどうかということで、内閣は法律で定めるところによって法律の範囲で政令を制定できるという条文にしました。現行憲法の73条には、法律の規定を実施するために政令を制定することができると書いてあるので、何が違うのが分からないというようなことで、自民党さん自身もちよつと元々の案が余りにも強烈過ぎてわけが分かんなくなっちゃっているのかなというのが現在の私

木村先生からの問題提起

私はずっと緊急事態対応が選挙の争点になったり、憲法の問題として扱われるというのは、私はとても良いことだとは思っております。災害対応のときにまず一番に対応しなきゃいけないのは、国とか道府県ではなくて市町村ということになります。そうすると、私はむしろ緊急事態対応は、内閣に権限を集中させようという規定を設けるよりも、例えば自治体に国が災害援助のための予算を常に組まなきゃいけないという規定を設けたり、自治体の対応能力を上げていく、そうした規定のほうが恐らく私は緊急事態対応のためには良い改憲になるのではないかと思います。ふうに思ったりするわけです。ぜひこのあたりは、今日は国会議員の方も現役の市長さんもいらしているので聞いてみたいと思います。

【都竹市長】この緊急事態の制限の改正案はちよつとひどいじゃないかと正直言っている。他の議論の積み上げられてきた改正の議論とは全く違って出てきているからなんです。私自身、市長として、実際この災害対応というのは市政の中の非常に重要な部分です。去年は7月豪雨のときに飛騨市も被災をしまして、JRの流失や大きな土砂崩れも随分経験をしました。災害が起こったときって、現場は必死なわけです。法律に何が書いてあるかよりも、いかに目の前の市民を救うかに必死になります。死力を尽くします。我々では対処できないという事態になれば、県を通じて自衛隊の出動を要請する。また、今は他の自治体と連携して協力をして対応していくというのが常識になっていきます。こういうものを支援してほしいというふうに頼む。これが現場で起こっていることなんです。

これは災害だけじゃなくて、例えば北朝鮮のミサイルが発射された時、緊張感が走るわけです。そのときに国が何か指示するということを待っているなんてことはないわけです。頭を働かせるのが地方行政でありまして、極めて違和感があります。先ほど木村先生がおっしゃったように地方自治体の権限を

そのときに広げるという形の議論がされるならまだいいんですが、国の、しかも内閣の権限を拡大するというのが、しかも憲法に書き込まれるというのは、非常に大きな違和感があるというのが現場の首長としての正直な思いです。

【川内議員】権力を持っている人というのはとにかく、指示命令をしたがるんです。災害のときに困っている人たちのニーズというのは、細部にわたることは現場の皆さんが一番よく把握しているわけですから、現場のニーズに対応する支援策、サポートというものを考える上では、日本国憲法に書き込むということ自体が、私はナンセンス極まりないというふうに言わざるを得ないのではないかと。今でも法律上、災害対策基本法で非常災害対策本部、緊急事態災害対策本部を設置するか、あるいは原子力災害の場合には災害対策基本法の特別法である原子力災害対策特別措置法によって本部が国に設置をされて、さまざまな総合調整を行います。だから、自治体の皆さん一緒に頑張りましょうということが既に法律上規定されているにもかかわらず、それをさらに乗り越えて憲法に書き込んで一体何をしたいんですか。立法の趣旨、事実というものをちよつと聞いてみたいというふうに思います。

【玉川会長】この資料をつくっているときに、私が緊急事態条項について一体どういう文面なんだと、こう尋ねました。自民党改正案では、平成24年に「外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱」、平成30年に「地震等による大規模な災害」、こう変化した。本当に変わったのか、別のところに武力攻撃の条項が移動したんじゃないの。事実関係だけ照らし合わせると、全く別のことが書いてあるんです。ここへ引きずり込むためのものを当初書いて、行き過ぎたんでこれに変えたとか、こう私は単純に思う。日本の名誉を世界に誇らしく高らかにどんなちゃんやりたいんだと、こう言ったほうがはつきりする。でも、そうじゃないと言いながらやるというのは、どうも主権者と思っていない、国民を。こんなふうに思います。

【都竹市長】補足意見なんです。私はこの憲法改正論というよりも、自治体の災害時の動きを良くするために法律の改正論としてはあるんじゃないかということを前から思っています。

実際、去年の災害のときにそうなんです。が、災害対策本部にいますと、市内にある戦力、人的資源を把握して、どこに投入するかというのが一番の役割なんですね。そうすると、消防団というのは大戦力です。ところが、仕組み上は一応消防団というのは市長が直接指揮命令できる形態になってないもんですから、結果としては団長に要請をしてやってもらうということなんです。一刻一秒を争う事態になると、去年はあり得ないことだと分かっている、直接私から消防団にここに行つてこれをやってくれという指示を出したんです。教育委員会もそうなんです。避難所のトイレが体育館のトイレですから限られている。校舎のほうをあけると言う、プライバシー問題があるから簡単に入ってもらえないというわけです。制度化して法律に書いてあるからということじゃなくて、そういう機動的に現場が動くために、憲法ではなくて法律を改正していくということは十分あることではないかというふうに思っています。

この緊急事態対応の話は憲法改正論として議論するというよりは、災害時の地方自治体の組織の動かし方の問題としての提起として受けとめて、それをむしろ地方自治の立法論の中で議論していくということが良いのではないかというようなことは思っております。

憲法改正

【川内議員】日本国憲法について、メリット・デメリットということ考えたことは今まで人生の中で一回もないんですけれども、憲法を変えなければならぬ切迫した事情があるのか。立法事実がない中で、改正を言い募るというのは、とにかく改正のための改正をしたいのだということではないかというふうに思います。武力によらない平和というものを国際社会の中でしっかりと主張し、希求をしていくことが、日本国憲法前文にある「国家

の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ」というふう

に、私たち国民全員が理想とするところに近づいていけるのではないかと私は考えています。

【都竹市長】憲法って国の構造なり、国そのものをかたちづくっているものでありますから、メリット・デメリットって余り考えたことがないんです。ただ、学生時代に憲法を勉強してきたところから、今まで幾多の長い歴史を経て獲得されてきたものがしっかりと反映されていて、立派な憲法だなという思いは正直持っています。

権力を縛り、個人の自由、権利というものをしっかりと保障する。そして、戦争の放棄をしつかり規定している日本国憲法のあり方は、私は立派なものであるというふうに思っておりますので、時代の変化における細かな修正はあるにせよ、そういった評価をしております。

【木村先生】性質としてなんです。現行憲法9条は、先ほどからお話しているように非常に外国での武力行使にどこまで集団的自衛権を認めるかという問題はあるにせよ、極めて限定的であるということは、これは現政権も含めて否定できないところだと思います。例えばアメリカでは、イラクに対する軍事介入をどうするかというのは選挙の争点になるわけですが、日本においては、アメリカと一緒に爆弾を落とすべきかというのは選挙の争点にはなりません。世論調査を行うことすらまれなわけです。

現行憲法を維持するのであっても、あるいはもつと対外介入を拡大するという立場をとるのであっても、国際問題に対して深い関心を持たなくてはいけない、意識しなくてはいけない憲法と思っていくべきではないかなと思っています。

一方、憲法のメリットというのはいろいろありまして、例えばやはり権利がたくさん書いてあるので、声を上げることができる。例えば、大学入試における英語の民間試験の導入などは、大学の入試だけをスピーキングを入れたとしても、いきなりしゃべれるように

川内博史
衆議院議員都竹淳也
飛騨市長

憲法は権力者を縛るもの

集団的自衛権の行使容認は違憲

自治体の対応能力を上げていく規定の方が良い

国が指示するのを待っているなんてことはない

ここへ引きずり込むために変えた

憲法の勉強をしないと改正の議論はできない

憲法学者 木村草太先生



主催者 玉川福和



はならないわけですから、むしろ国が公費でスピーキングを学べるような教室を開校するといったほうが恐らく効果的な政策にはなるだろうということは明らかかなわけです。

そうした不合理な政策が行われようとしているときに、例えば教育の機会均等という条文をてこに動かすことができる。さまざまな自由とか権利の規定が、国が不合理をやっているときに国民が声を上げるきっかけになるという、これは非常に大事な機能であるんだらうというふうに思います。我々はこの書いている権利を行使するときに、遠慮せずに行使しなくてはいけないのではないかと、そういうことを考えておるところでございます。

【玉川会長】ベトナム戦争、湾岸戦争、イラク戦争、ここに参加せずに過ごせたのはこの憲法があるからだ、こう強く思う。現行の憲法の最大のメリットは戦争しなかったことだと、こう思う。決して萎縮した恥ずかしい憲法ではない。人間の尊厳をどこまでも追求し続けて、それを世界に広めようということを高らかに謳ったものであります。

憲法学者である木村先生や、さらには国会の在り様も、この憲法の持つているものをもっと広く国民に分かりやすくする必要がある。それを受けた自治体は、この憲法のすばらしさをより隅々まで行き渡らせる必要があると、今改めて実感をしております。

国民投票

【川内議員】現状の国民投票法というのは、公職選挙法などとは違って、幾らでもお金を使って宣伝していいですよということになっているので、そこについての規制をある一定はめておく必要があるのではないかとこのように思います。本当に国民の皆さん一人ひとりが、じっくりとそのテーマについて考えられるように、国民投票法というものをまづつくり直す必要があるのではないかとこのことを考えています。

【都竹市長】基本的に原理を崩すような改正

案というわけにはいかないと思います。憲法のあり方を考えた場合に、国民の義務をやたらに書き込むとか、あるいはある一定の国家観や道徳観を書き込んでいくということはない得ないんじゃないか、それは抑制すべきではないかというふうに思っております。そのためには、我々首長も含めて、憲法についての勉強をもっとすべきじゃないかというふうに思います。この中におられる首長の皆さんも議員の皆さんも、例えば主な条文について少なくとも勉強を普段からされておられるかどうかは問われると思います。何となく議論する問題ではないと思いますので、政治に携わる人間は徹底的に勉強するということが今求められているということを強く思います。その上で自分が判断しなきゃいけない。与野党問わず政党が全黨員を縛るということもあっちゃいけない。

一人ひとりの人間が責任を持つてどうあるべきかを考えなくちゃいけないというのが憲法の問題であると思います。当然公務員自身も自分の考えを表明するということは許されるべきであるし、同時に公務員もしっかりとした勉強をしていくということが求められると思います。私も大いに引き続き勉強したいと思っております。

【木村先生】市長から大変ハードルの高いご提案だったかと思いますが、確かに現行憲法を勉強しないと改正の議論はできないということかと思えます。また、川内先生の方からはテレビCMについてのお話がありましたけれども、やはりテレビCMの公平というのとは私にとっても大事なことであり、このように思います。国民投票をやるときに非常に注意が必要なのは、明確な選択肢がまづつくられることであろうというふうに思います。国民投票の選択肢を安倍さんの提案で発議すると、我々は今と変わらないと現状維持の2択を迫られることになるわけで、それは選びようがないわけですね。

最近非常に大きな話題になった国民投票としてブレグジット、イギリスのEU離脱というのがありますが、あのときどういう経緯で国民投票になったかという、キャメロン首相自身は残留派だったわけですね。残留の選択

肢は比較的何が起きるか明確だったんですが、問題は離脱が選ばれた場合で、離脱の仕方というのはいろんな選択肢があったわけですね。今話題となっている合意なき離脱というやり方もあれば、関税協定を結んで離脱をするというやり方も。離脱派というのが全然一枚岩ではなかったわけで、選ばれた離脱とは一体全体いかなる意味なのかということでも、メイ首相が案をまとめて、それが下院で全く支持をされずに、現在ボリス首相の下でも、どのような案で離脱するか全く不透明というふうな中で混乱が続いているということですね。

私はあのときの国民投票は残留が正しかったというふうに思っているわけではないんですけれども、残留・離脱のうちの離脱の選択肢がきちんと構成されていなかったために、結果として非常に大きな混乱を招いたというふうに理解しています。そうすると、国民投票をやるときには、やはりきちんとそれが選ばれたときに何が起きるかという責任を持って説明するグループが必要だし、また離脱の選択肢はできるだけ明確に国民に示される、そういう仕組みが必要だろうと思います。憲法のこともそうで、けれども、国民投票の仕組みというのでも我々は勉強しないといけないのではないかなと思います。

日本国憲法の基本原理

- 1 国民主権
- 2 人権尊重
- 3 平和主義
- 4 権力分立

●憲法の基本原理の間での衝突

国民の意思による政治（多数決原理）と人権の尊重（少数者の権利自由の保護）が衝突する場面はどう調整するかが憲法解釈として争われる

玉川会長まとめ

一般国民として、代表して自分の感想を申し上げます。
現行憲法は勉強するしかない。今、都竹市長がおっしゃったように憲法を勉強せずして国民投票に参加できるのか。この憲法を読んだのが今日が初めてという人は、この会場の中にも多数お見えだと思う。しかし、一方では国民投票と言って、テレビでもそれでねじを巻く。そして、行き着いたところが先ほど言ったようにEUの離脱のようなことになる。離脱を決めたのはいいが、どうなるかわからない。つまり起きたことに対してきちんとした評価を加えることが、今私たちにはできる。先例から何を学ぶか。これは重要なことだと思う。

そして、投票という言葉を聞くと多数決を連想する。しかし、国民投票で一票でも多いところが右か左を決すると、こういう国民投票の在り様は私は間違いだと思う。つまり政府が提案したり、選択させるときに、これが絶対間違いなんだからこっちに変えます、よろしいかと。そういうことなら結構です、国民投票をやってくださいと、こうならないと、そのとき何かにつまずいたおかげで国民投票に出席しなかったら、その一票で右左変わったなどというふうなイレギュラーな将来、その国の未来を決めると、こんなようなことが起きてはいけない。したがって、国民投票の在り様もこれからみんなで勉強する必要があります。
国民投票は多数決で決して、そしてその多数決が51%と49%の差で決したと、こんなことは機を熟してないからそのようなことになる。

戦争するかしないかといったらどっちになるんだろうけれども、そのとき国民の世論として大多数が戦争を回避するんだという結論を持って国民投票に臨まないと、戦争を選択しましたと、こんなばかげた状況は将来あってはいけないと私は思う。今日は皆さんとここまで議論したので、いろいろなことを思われたと思います。今後この憲法議論について、また次の機会で必ず皆さんに提示したいと思います。千人で大会を行って、皆さんとともに良い日本の将来を築いていきたいと思って、私のまとめいたします。ありがとうございました。

世界の主な戦争

年代	戦争・紛争	対立
1931年9月	満州事変	
1932年5月	5・15事件 犬養首相暗殺	
1933年3月	日本が国際連盟脱退	
1936年2月	2・26事件	
1937年7月	盧溝橋事件 日中戦争	日本 中華民国
1937年12月	日本軍南京占領	日本 中華民国
1939年5月	ノモンハン事件	日本 ソ連
1941年12月	真珠湾攻撃	日本 米
1942年6月	ミッドウェー海戦	日本 米
1943年10月	学徒出陣	
1945年2月19日	硫黄島の戦い 死者；日本 2万人 米6千人	日本 米
1945年3月10日	東京大空襲 死者10万人 罹災者100万人	日本 米
1945年3月26日	沖縄戦 死者；日本18万人 米2万人	日本 米
1945年8月6日	広島に原爆投下 死者13万人	
1945年8月9日	長崎に原爆投下 死者 7万人	
1945年8月15日	ポツダム宣言受託	
1945年9月	日中戦争終結 死者41万人	
1950年～1953年	朝鮮戦争	米 韓国 北朝鮮 中国
1960年～1975年	<u>ベトナム戦争</u>	米 ベトナム
1965年	ドミニカ内戦	米 ドミニカ
1969年	中ソ国境紛争	中国 ソ連
1971年～1992年	カンボジア内戦	米 クメール ポルポト
1975年～1990年	レバノン内戦	レバノン シリア イスラエル 多国籍軍
1978年～	アフガニスタン紛争	
1979年～1990年	中越国境紛争	中国 ベトナム
1980年～1988年	イラン・イラク戦争	イラン イラク
1982年	フォークランド紛争	英 アルゼンチン
1983年	グレナダ侵攻	米 グレナダ キューバ
1986年	リビア爆撃	米 英 リビア
1989年～1990年	パナマ侵攻	米 パナマ
1990年	<u>湾岸戦争</u>	米 イラク
1991年～2000年	ユーゴスラビア紛争 (クロアチア戦争、ボスニア紛争、コソボ紛争、マケドニア紛争)	6カ国 NATO
1991年～	ソマリア内戦	多国籍軍
1994年、1999年	チェチェン紛争	ロシア チェチェン
2001年～2014年	米のアフガニスタン侵攻	米 ターリバーン
2003年～2011年	<u>イラク戦争</u>	米 イラク
2011年～	シリア内戦	シリア クルド人 イスラム国
2011年～	リビア内戦	NATO カダフィ
2014年～	イラク内戦	米 イスラム国